

1 学習のきまり

(1) 単位・履修・修得とは？

単位…単位とは、授業時間をもとに学習量を数値化したもので、1単位は週に1時間（45分）の授業を1年間学習することです。

履修…授業にきちんと参加したことを認定することです。具体的には履修期間（1年間または半年間）の授業時間数の3分の2以上に出席し、学習することが必要です。必履修科目の「必履修」とは、必ず履修認定を受けなければ卒業できないということです。

修得…「履修」が認定された科目について、学習状況、課題等の提出物、定期試験の結果等を総合的に判断し、5段階評価で2以上の評価がついた場合に「修得」が認められます。

(2) 定期試験

ア 定期試験は、試験週間中に実施します。ただし、実技教科等学習内容によっては、定期試験を実施しない場合があります。

イ 試験週間中、試験を実施しない日及び時限には、通常授業を行います。

ウ 前期中間試験、前期期末試験、後期中間試験、後期期末試験の4回実施します。

エ 不正行為の当該科目は0点とします。

(3) 成績

ア 5段階評価で行います。2以上であれば単位の修得が認められます。

イ 評価は通知票に記載し、前期末と学年末に配付します。

ウ 評価が1である場合は、教科担当の指導を受けた上で追認試験を受けることができます。これに合格すれば評価は2になり、単位の修得が認められます。

(4) 卒業要件

次の条件をすべて満たすと、卒業が認定されます。

ア 修得単位の合計が74単位以上であること。

イ 必履修科目をすべて履修していること。

ウ 総合的な探究の時間を3単位履修していること。

エ 特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）への取り組みが良好であること。

オ 授業料等が完納されていること。

カ 高等学校に3年間以上在籍していること。

(5) 修業年限

在籍期間の上限は6年です。6年を越えて在籍はできません（令和7年度入学生より）。ただし、休学期間はこれの中に含めません。履修不認定等で単位の修得ができないと、予定していた期間での卒業ができなくなるおそれがあるので、注意してください。

2 出席等について

(1) 出席停止

次のいずれかにあてはまる場合、「出席停止」になります。

ア 法規（感染症等については、p.16参照）により、校長が出席停止を命じた日数。

イ 非常変災等のため、登校できなかった日数。

ウ 進学・就職試験等を受験するため出席できなかった日数のうち、校長が認めた日数。

(2) 忌引

忌引の日数は次の表のとおりです。

死 亡 し た 者	期間
1 親等の尊属 (父母)	7 日
2 親等の直系尊属 (祖父母)	3 日
2 親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3 日
(生計を共にする場合)	5 日
3 親等の直系尊属 (曾祖父母)	1 日
3 親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1 日

(3) 公欠

校長が教育活動の一部として認めた対外運動競技や文化的な活動等に参加した場合は、出席扱いとなります。

(4) 出欠席

欠席する場合は、必ずHR担任に連絡をしてください。(HRと生徒氏名を伝えてください)

(不在の場合は、部主任・副校長・教頭) 電話番号 055(986)2000

ア 欠席…「出席しなければならない日」に授業に出席した記録がない場合

イ 遅刻…登録した最初の授業の始まりの時点で授業に出席していない場合

ウ 早退…登録した最後の授業の終わりの時点で授業に出席していない場合

(注) 出席の確認は身分証明書(IDカード)と健康観察記録用紙の2点で確認します。この2点を所持していない場合は出席と見なされません。忘れた場合は仮IDカード、仮健康観察記録用紙を職員室に取りに行ってはじめて出席となります。

(5) 欠課

いかなる理由であっても授業を欠席した場合及び授業時間のうち5分を超えた遅刻・早退及び中抜け等は欠課となります。欠課時数が授業時間数の3分の1を超えると、履修が認められません。

※ただし、電車等の遅延による遅刻の場合は、15分以内であれば欠課とはしません。

3 担任への連絡について

以下の場合は、速やかに担任に連絡し、所定の手続きを取ってください。

ア 住所・氏名・保護者(保証人)を変更するとき。

イ 休学・留学・復学・転学・退学をするとき。

ウ 長期にわたり病気で欠席するとき。

エ 出席停止・忌引をするとき。

オ 学割証が必要なとき。

4 除籍等について

授業料を納入しない場合には除籍となります。ただし、休学や留学の場合は除きます。

除籍になると、本校における入学以降一切の学校生活の記録について、証明書等の発行が制約される場合があります。

また、2年間連続で履修登録を行わない場合は、退学処分となります。

5 生活のきまり（生徒心得）

（１）一般的事項

- ア 基本的生活習慣を確立する。
- イ 「授業を大切」にし、自主的・積極的に学業に励む。
- ウ 自他の生命を尊重し、健康で安全な生活を心掛ける。
- エ 学校・社会の秩序、ルールを守り、集団生活への適応に努める。
(20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されている。飲酒・喫煙をしていなくても、タバコやライター等の喫煙具を所持していたりその場に同席していれば同等に扱い生徒指導の対象とする。電子タバコについても加熱式、非加熱を問わず喫煙具として扱い、生徒指導の対象とする。)
- オ 部活動・学校行事等に積極的に取り組む。

（２）校内生活

- ア 時間を厳守し、あいさつの励行に努める。
- イ 校舎及び学校施設・設備を大切にし、校内美化に努める。
- ウ 身分証明書（ＩＤカード）は必ず身に付けること。
- エ 携帯電話・スマートフォンの授業中の使用は厳禁。
- オ 貴重品は自己の責任において管理する。
- カ 敷地内は全面禁煙である。（学校周辺歩道も条例により禁煙区域）
- キ 常に健康管理を心掛け、欠席・遅刻・早退をしないように努める。なお、やむを得ない場合は保護者（保証人）が学校に連絡する。
- ク 自転車通学などの諸願は、定められた様式に記入し許可を得る。
- ケ 校内では帽子を取り、食べ物を食べながら歩かない。
- コ 校内及び通学においてサンダルを使用しない。（ただし、かかとにベルトのあるものは可）

（３）服装

- ア 服装・頭髮は清潔・質素を旨とし、本校生徒としての品位を保つように努める。
- イ 他校の制服着用は認めない。
- ウ 式典等にはＰＴＡ推奨服またはこれに準ずる服装で臨む。

（４）免許・交通関係

- ア 通学は時間にゆとりを持つとともに、交通法規・マナーを守り、自他の安全と危険防止を心がける。
- イ 通学は、徒歩、自転車、または公共交通機関を利用することを原則とする。
- ウ 原付、自動車による通学は認めない。ただし、やむを得ない場合は生徒課にて審議する。
- エ 運転免許を取得した者・既に取得している者については運転免許取得報告書を提出しなければならない。
- オ 交通事故や交通違反があった場合は、直ちに警察・学校・保険会社に連絡する。
- カ 送迎による校内の車両乗り入れは許可車両以外認めない。
- キ 自転車通学者と本校駐輪場に駐輪する者は手続きを行い、ステッカーの交付を受ける。
- ク 校内および通学においてスケートボード等を使用しない。また校内に持ち込まない。

（５）校外生活

- ア 外出・交遊等においては、保護者（保証人）承諾のうえ、高校生としての本分をわきまえ、行動する。
- イ 騒音や通行の妨げになるような反社会的な行為は慎み、近隣の理解・信頼を得られるよう努める。
- ウ アルバイト、就労については保護者（保証人）同意のうえ、就労・アルバイト届を提出する。

(6) 選挙運動、政治的活動について

- ア 選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- イ 学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動は全て禁止する。
- ウ 教育活動以外の場における校内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じる恐れがある場合には、制限又は禁止する。
- エ 放課後や休日等に学校の構外（敷地外）で行われる選挙運動や政治活動は、家庭の理解の上、生徒自らが判断して行う。
特に、公職選挙法違反には十分注意をし、その活動等が違法性や、暴力的なものになる恐れが高いものには参加しない。
- オ 構外（敷地外）の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届出は不要とする。

(7) 書類の届出が必要なもの（該当者のみ）

- ア 自転車通学許可願（自転車保険の加入が義務付けられています）
- イ 就労・アルバイト届
- ウ 運転免許取得報告書
- エ 交通事故報告書

(8) 諸施設利用について

ア 食堂（1F）

- （ア）利用者は、食券を購入し、食事を行う者に限る。
- （イ）食堂は公共の場であり、すべての利用者が落ち着いて食事できるように、マナーを守った利用を心がける。
- （ウ）食事が終了したら速やかに片づけ席を空ける。
- （エ）購入・注文・受け取り・片づけ等は業者の規則に従う。
- （オ）食堂への持込飲食はできない。

イ 生徒ホール（1F・3F）

- 「寝ない」「大声で話をしない」「ゲームをしない」「音楽を流さない」
- （ア）生徒ホールは静かに次の授業への待機、自習する場である。
なお、3F生徒ホールは夕休み以降、Ⅲ部の生徒が使うため、Ⅰ・Ⅱ部の生徒の使用を禁止する。
また、木曜日は静岡中央高校専用なので3Fの生徒ホールは使用できない。
- （イ）飲食してもよいが、清潔な利用を心がけ、自ら出したゴミは自分で片付け、テーブル、椅子を元の状態に戻す。
- （ウ）携帯電話・雑談は周囲に配慮し、使用マナーを守る。
- （エ）荷物のみの放置はしない。

ウ エレベーター

- （ア）歩行等の困難な生徒・許可者の使用を優先する。
- （イ）生徒は極力、階段を利用し、短い階の利用はしない。

(9) その他

ア 土曜・日曜・祝日または学校休業日に校内施設を利用する場合は許可を得る。

イ 伝達事項や注意事項に充分気を配る。

ウ 授業のない時間は生徒ホールで静かに待機・学習等する。

エ 携帯電話やパソコンを利用してのメール・サイト等へのアクセスについては十分注意をする。(相手に無断で画像・動画を撮り、SNS上に掲載することは違法である。)

オ ごみは必ず分別して所定の場所に捨てる。

※燃えるごみはカートへ、ペットボトルはキャップとラベルを取り、水洗してペットボトル専用かごへ入れる。

※ペットボトルをカートへは絶対に入れない。

※缶・ビンは校内で捨てられないので必ず持ち帰る。